

東京都は処分取消判決を受け入れ、控訴を断念せよ

2月25日、東京地方裁判所は、東京都教育委員会（都教委）が、東京都立七生養護学校の校長であった金崎満氏に対して行った懲戒処分及び分限処分を取り消す判決をした。

東京都は、上記懲戒処分及び分限処分の「根拠」として、①不適正な学級編成をしたこと、②職員らの勤務時間の不正な調整をしたこと、③職員の研修申請を不適切に承認したこと、の3点を主張していた。

東京地方裁判所は、①の「不適正な学級編成」の点につき、「柔軟な学級運営」であり「重度・重複学級を仮決定どおりに編成していなかったとか、学級を減じていたと評価するのは適切ではなく、上記①の事実を認めることはできない」と認定した。また、②、③の点については都教委が主張する事実があったと認めたものの、「上記②及び③の事実が認められることを前提としても、本件各処分は、いずれも重きに失し、被告の裁量権を濫用ないし誤って行使して発せられたものといわざるを得ない」と判示した。

都教委が「不適正な学級編成」であると決め付けた東京都下での学級編成は、配置される教職員数や施設が大幅に足りない中で、一人一人の子どもにより行き届いた教育を行うために現場で行われていた工夫であり、都教委もこのような実態を認めていた。このことは自由法曹団などが行った調査活動によって明らかになっていた事実であり、自由法曹団東京支部が2003年12月8日に発表した意見書「石原都政・都教委の障害児教育破壊を批判するー都知事と教育委員会は直ちに処分撤回・謝罪を！」でも強く指摘したところである。都教委が言い立てた「不適正な学級編成」とは、処分のための口実としか考えられないのである。

ではなぜ、都教委は、「不適正な学級編成」という無理な理由を持ち出してまで原告を処分したのであろうか。都教委の処分は、2003年秋に強行された七生養護学校の「心とからだの教育」などに対する権力的な介入・攻撃の一貫として行われたものであった。処分のねらいが、七生養護学校などで行われていた自主的な教育活動を破壊するところにあったことは、火を見るよりも明らかである。

全国の弁護士約1800名で構成する自由法曹団は、東京都に対し、上記判決を重く受け止め、控訴を断念することを強く要求する。

2008年 3月 4日

自 由 法 曹 団

団 長 松 井 繁 明